

6 下水道の計画

流域別下水道整備総合計画(流総計画)

昭和40年代後半に生じた人口の都市集中と産業・経済の飛躍的な発展等により、川や海などの公共用水域の水質が悪化し、大きな社会問題となりました。

このため、昭和45年12月に下水道法が改正され、都道府県は、水質環境基準を達成し維持するため、流域ごとの総合的な下水道整備に関する基本計画として、流域別下水道整備総合計画を策定することが規定されました(下水道法第2条の2)。また、平成17年6月の下水道法改正において、閉鎖性水域に係る流総計画については、窒素・リンに関する終末処理場ごとの削減目標量を定めることが規定されました。

流総計画は、当該流域における合理的な下水道整備の方針を明らかにし、下水道計画区域や根幹的施設の配置・能力、事業の実施順位等を定めるものです。

このため、当該流域内の公共下水道及び流域下水道の事業計画は、流総計画を上位計画としてこれに適合させなければなりません。

本県では、4水域(四日市・鈴鹿水域、中南勢水域、英虞湾水域、淀川水系木津川上流水域)を対象として流総計画を策定しています。

流域別下水道整備総合計画策定状況

水域名称	市町数	主要な都市	主な水域	見直し着手年次	目標年度	協議完了
四日市・鈴鹿水域	10	桑名市 いなべ市 四日市市 鈴鹿市 亀山市	員弁川 朝明川 鈴鹿川 四日市・鈴鹿 地先海域	平成17年	令和7年	平成26年12月
中南勢水域	9	津市 松阪市 伊勢市	雲出川 櫛田川 宮川 津・松阪 地先水域	平成17年	令和7年	平成26年12月
英虞湾水域	3	鳥羽市 志摩市	英虞湾 五ヶ所湾	平成17年	令和7年	平成24年8月
淀川水系 木津川上流水域	2	伊賀市 名張市	木津川 名張川	平成17年	令和7年	平成24年2月

流域別下水道整備総合計画区域図

